

第11次地方分権一括法 施行期日一覧(本則)

条番号	所管府省	法律名	制定年	法律番号	施行日					
					【柱書】 公布の日から 起算して3月を 経過した日	【第1号】 公布の日	【第2号】 公布の日から 起算して6月を 経過した日	【第3号】 令和4年4月1 日	【第4号】 デジタル社会の 形成を図るための 関係法律の整備 に関する法律の 公布の日又はこ の法律の公布の 日のいずれか遅 い日	【第5号】 公布の日から 起算して3年を 超えない範囲 内において政 令で定める日
1	総務省	地方自治法(認可地縁団体関係)	昭22	67			○			
1	総務省	地方自治法(法定受託事務関係)	昭22	67	○ ※建築士法、不 動産の鑑定評価 に関する法律及 び積立式宅地建 物販売業法関係					○ ※宅地建物取引 業法関係
2	総務省	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律	平13	120		○				
3	厚生労働省	介護保険法	平9	123	○					
4	農林水産省	中小漁業融資保証法	昭27	346				○		
5	農林水産省	沿岸漁業改善資金助成法	昭54	25				○		
6	国土交通省	建築士法	昭25	202	○					
7	国土交通省	宅地建物取引業法	昭27	176						○
8	国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律	昭38	152	○					
9	国土交通省	積立式宅地建物販売業法	昭46	111	○					

第11次地方分権一括法 施行期日一覧(附則)

条番号	所管府省	概要 (基本的に見出しと同じ語句を入力)	区分 調・調整規定 経・経過措置 引・引用法律	(引用法律改正の場合)		本則の法律	施行日					
				制定年	法律番号		【柱書】 公布の日から起算して3 月を経過した日	【第1号】 公布の日	【第2号】 公布の日から起算して6 月を経過した日	【第3号】 令和4年4 月1日	【第4号】 デジタル社会の 形成を図るため の関係法律の整 備に関する法律 の公布の日又は この法律の公布 の日のいずれか 遅い日	【第5号】 公布の日から起算して3 年を超えない範囲内 において政令 で定める日
1	-	施行期日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴う調整規定	調	-	-	-		○				
3	総務省	地方自治法の一部改正に伴う経過措置	経	昭22	67	地方自治法			○			
4	-	政令への委任	経	-	-	-		○				
5	国土交通省	建築基準法の一部改正	引	昭25	201	建築士法	○					
6	財務省	登録免許税法の一部改正	引	昭42	35	建築士法	○					
7	総務省	住民基本台帳法の一部改正	引	昭42	81	建築士法、不動産鑑定評価法	○					
8	経済産業省 農林水産省	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正	引	平20	38	沿岸漁業改善資金助成法				○		
9	経済産業省 農林水産省	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正	引	平22	67	沿岸漁業改善資金助成法				○		
10	内閣官房	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正	引	令3	37	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律					○	